

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	根拠法令	回数	担当省庁の見解担当省庁の見解記入欄							
							担当省庁	担当部署	根拠法令など	対応	実施時期	スケジュール	根拠法令や規制の趣旨	担当省庁の見解 (自治体の提案を実施した場合の社会的弊害、考え得る代替措置や対応策等を含む)
たたら山再生特区	「スーパーコミュニティ法人」制度の創設	(24春)65	<p>地縁に基づく範囲を主な活動範囲・構成員要件として地域づくりに取り組む地域自主組織(地縁によるコミュニティ)が、法人格を取得できる措置として、現行の地方自治法による認可地縁団体の認可要件に、「雇用に関する権利等を保有するため」という要件を加えることを求めます。</p> <p>この措置により、不動産の保有に関わらず、地域自主組織が法人として職員を直接雇用することが可能となり、過疎地域共通の課題を分野横断的に住民主体で解決していく仕組みの一助となり、持続可能な地域社会のモデルの構築が促進されます。</p> <p>また、市では、複強化する雇用事務等について、当面の間、地域自主組織が社会保険労務士等の活用により対応できるよう地域活動に対する市からの交付金に、社会保険労務士等への委託経費相当額を算定することとしています。</p> <p>なお、本件については、他の複数の自治体においても共通の課題となっており、有識者を交えて共同で研究協議しているところですが、いずれの自治体も「必要な措置である」との見解で一致しています。</p>	<p>現行法では、地域自主組織(地縁によるコミュニティ)が法人格を取得する際に、法目的と設立要件に照らし適合する法人制度がなく、地域の公益的活動を住民主体で展開するために地域住民を直接雇用方式により雇用する際には、代表者に社会保険が適用できないなど、コミュニティ運営に弊害が生じています。</p> <p>しかし、この提案が認められた場合には、市内42の地域自主組織で法人格の取得が可能となり、社会的信用のある団体としてのインセンティブが働くことで、対外的にもより活発な活動展開や経済効果の波及が見込まれます。</p> <p>市では、地域づくりに取り組む団体との意見交換を通じ、法人格の取得による直接雇用による職員体制の確立こそが必要であり、地縁的な共同活動に取り組む地域自主組織が法人格を取得できるよう、地方自治法第260条の2に新たな要件を加えることを求めます。</p>	地方自治法第260条の2	1回目	総務省	自治要請局 住民制度課	地方自治法第260条の2	Z	—	—	<p>不動産を所有する、いわゆる自治会・町内会に、市町村長の認可により法人格を与えることで、不動産登記上の支障を取り除くもの。</p>	<p>認可地縁団体制度は、自治会・町内会に法人格を与えることにより不動産登記を円滑に行えるようにしたものであり、ご提案内容とは根本的に趣旨が異なるものであるため、現行の認可地縁団体制度の改正ではご対応致しかねると認識しております。</p> <p>ご提案内容の実現に当たっては、NPO法人など他制度のご活用や認可地縁団体制度以外の制度の改正、新制度のご検討などによるべきものと認識しております。</p>
						2回目								

「国と地方の協議」(平成25年秋)新たな規制の特例措置に関する協議結果

総合特区名	提案事項名	整理番号	指定自治体の回答		内閣府整理	
			対応	理由等	内閣府コメント	内閣府整理
たたら里山再生特区	「スーパーコミュニティ法人」制度の創設	(24春)65	d	提案内容の実現に向けては、貴省のご指摘を踏まえ、新たな制度も模索しつつ、引き続き検討していく。なお、小規模多機能自治組織の法人格取得方策については、有識者等の助言を頂きながら、今後も4自治体による共同研究を継続して行う予定。共同研究において議論された内容は、適宜貴省に状況報告するとともに、必要に応じ助言を賜りながら、次回(平成26年春)以降に再度協議を行いたい。	指定自治体においては、担当省庁(総務省)の見解を踏まえ、他制度の改正、新制度の創設等、認可地縁団体制度の改正以外の方法により政策課題の解決を図ることも視野に入れて再度検討されたい。その結果を踏まえ、平成26年春以降の協議を行うものとする。	V